

後期授業料の免除・徴収猶予申請について

2024 年度後期授業料の免除及び徴収猶予の希望者は、下記期間内に学生支援部門に申請してください。

申請書は学生支援部門窓口、Y P Uポータル、大学ホームページから入手できます。

申請期間 7月11日(木)～8月9日(金)17時厳守

提出場所 学生支援部門窓口（郵送可）

● 授業料の免除とは

学業成績が優秀でかつ経済的な理由により、授業料の納付が著しく困難な学生に対し、申請により授業料を一定額免除する制度です。

● 授業料の徴収猶予とは

経済的な理由及びその他やむを得ない理由により、授業料を納付期限までに納めることができない学生に対し、申請により納付期限を延長する制度です。

■いずれも審査がありますので、必ずしも認められるわけではありません。

※詳しくは、学生支援部門に問い合わせてください。

< 学生支援部門 >

TEL：083-929-6507 MAIL：gakuseik@yp4.yamaguchi-pu.ac.jp （担当：高夫）

授業料免除・徴収猶予を希望する学生は、必ず、上記の申請期間に各自当てはまる申請書と必要書類を提出してください。

区分	提出物
(1) 給付型奨学金奨学生	授業料免除及び徴収猶予申請書（ <u>新制度</u> ）
(2) 10月以降に在学採用で新たに給付型奨学金の申請をする学部在学学生（新規申請者）	授業料減免の対象者の認定に関する申請書（新制度）
(3) 外国人留学生、大学院生、別科生 修学支援新制度の基準に適合しない学部在学学生* （従来制度減免）	授業料免除及び徴収猶予申請書（ <u>従来制度</u> ）
(4) 徴収猶予希望者	別紙「授業料徴収猶予申請について」記載の必要書類

*）高等学校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から本学入学までの期間が2年を経過した者や生計維持者の保有資産が申請基準額を超えている者、2019年度以前に入学し、修学支援新制度に申請したが、「家計基準」が適合せず不採用になったもの。詳細は、文部科学省ホームページ（<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>）を参照してください。

【注意】

- (1) 給付型奨学金奨学生は必ず「授業料免除及び徴収猶予申請書（新制度）」の提出が必要です。
- (2) 授業料免除を申請することで、授業料の徴収は自動的に猶予されます。別途徴収猶予を申請する必要はありません。